

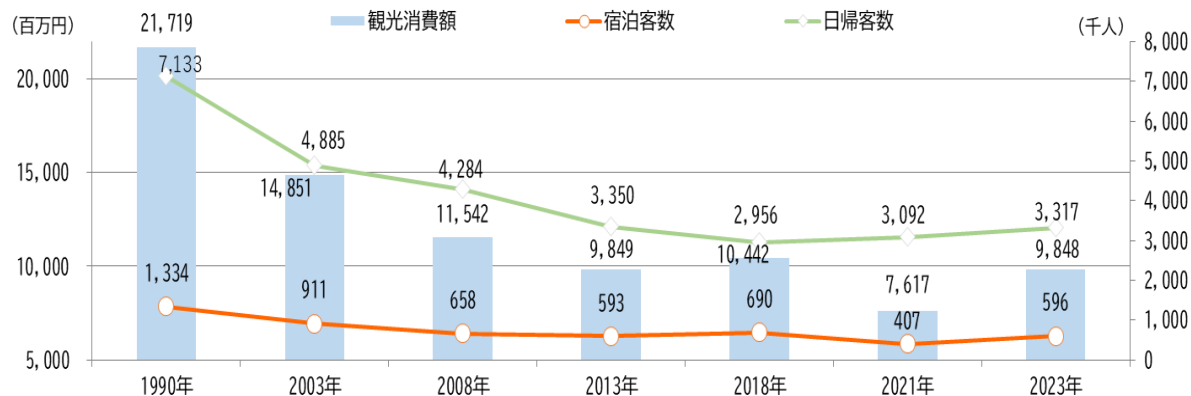
宿泊税導入の背景と概要

令和7年8月25日・29日
湯河原町地域政策課

1 宿泊税導入の背景

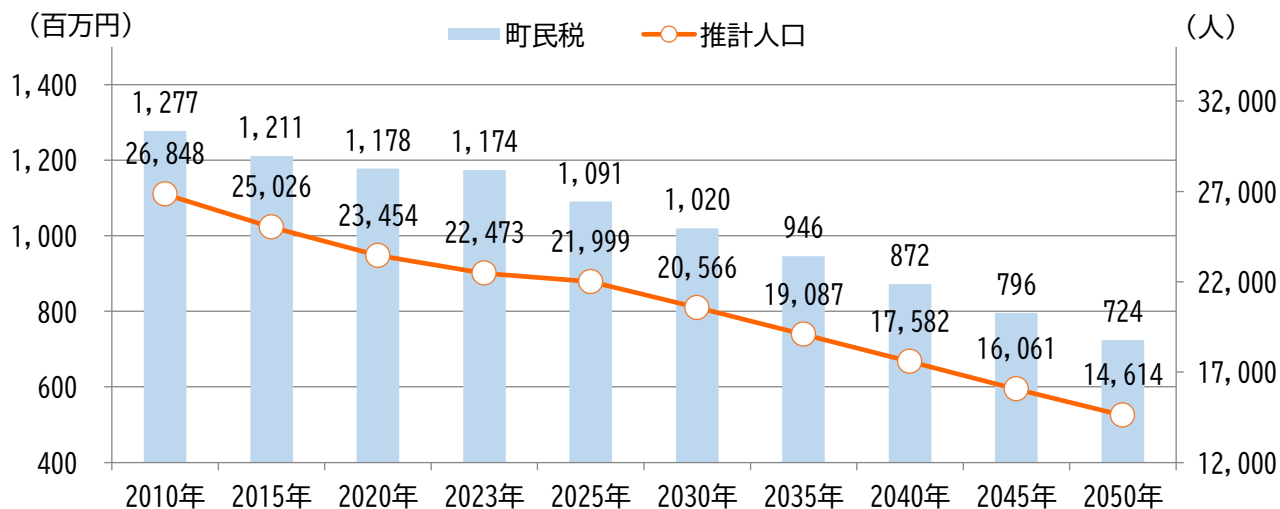
○観光客数は、平成2年をピークに減少傾向にあります。コロナ禍を機にさらに減少しており、現在は回復傾向ですが、コロナ禍前の状況まで回復していない状況。

観光消費額
宿泊・日帰客数



○人口戦略会議において本町が消滅可能性自治体に挙げられるなど、少子高齢化に伴う急激な人口減少や地域の経済産業活動の縮小に伴い、町税収入の減少が懸念される。

湯河原の推計人口
推計税収



1 宿泊税導入の背景

○観光業は町の基幹産業として、裾野が広く、地域経済の活性化に大きな影響があることから、人口減少社会における観光振興の重要性が高まっており、観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくための安定的な財源の確保が必要。

○財源の確保として、規模・安定性・継続性の観点、また、受益に応じた負担を求める関係性が明確である法定外目的税について議論を進め、町民負担を求めない新たな税制度としては、観光活動のうち、把握の容易性や行政コストが低い、宿泊施設への宿泊行為に課税する「宿泊税」が最も適していると考えられた。

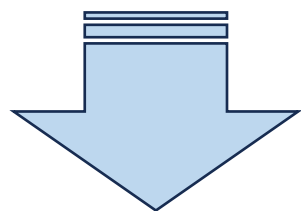
○以上の経緯から宿泊税について、関係団体代表者・有識者・公募委員から構成される湯河原町宿泊税検討委員会において、先行導入自治体の状況や各種アンケート調査の結果をもとに、慎重な議論を重ねた結果、観光振興のための宿泊税導入について妥当であると報告を受けた。



町は検討委員会の報告を受け、観光施策を継続的に実施し、地域社会・経済の好循環を生み出していくための安定的な財源の確保手段として宿泊税導入を目指しパブリックコメントによる町民意見募集や議会との協議を進めた結果、令和7年6月18日「湯河原町宿泊税条例」可決に至った。

2 宿泊税活用の方角性

少子高齢化に伴い人口減少が加速する当町においては、地域の経済産業活動の縮小が懸念される中、裾野が極めて広く、経済・産業への生産波及効果により地域経済の活性化に大きな影響がある「観光振興」の重要性は高まってきている。



人口減少・税収減の中で、**観光施策を継続的に実施**し、地域社会・経済の好循環を生み出すため



宿泊税の導入

国では、観光立国として環境に配慮した旅行を推進するとともに、自然や文化等の地域の観光資源の保全と観光とが両立し、地域住民にも配慮した観光地域づくりを推進し、観光振興が地域社会・経済に好循環をもたらす仕組みづくりを展開していく「**持続可能な観光**」を重視。

湯河原町においても、国の方針を踏まえたうえ、町の総合計画の理念に基づき「**持続可能な魅力的な観光地としての湯河原**」を目指していく。



「持続可能な魅力的な観光地としての湯河原」を目指していくに当たっては、国内の観光需要の急速な拡大や訪日外国人旅行者の増加に対し、これらの需要を捉えた観光施策を展開し、短期的な目標として、コロナ禍前の宿泊者数**約70万人**を目指すとともに、中長期的には、最盛期の宿泊者数133万人を視野に入れた取組を推進するなど、**観光立町**として観光戦略を確立・推進し、安定的な財源の確保に繋げ、**持続可能な観光地づくりのための施策を展開**していく。



宿泊税の活用

2 宿泊税活用の方方向性

宿泊税とは

○宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実により、豊かで活力ある地域づくり、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる、町が独自に課税する地方税。

観光立町・湯河原を実現していくための「**観光立町推進計画**」に基づき、使途を検討。

使途事業 (例)	観光資源の不足等対策	観光資源の発掘・魅力向上事業、マーケティングリサーチ等
	湯河原の魅力発信	SNS等を活用した魅力発信等
	観光交通・観光基盤の整理	観光MaaSの検討、新たな観光交通手段の確立等
	湯河原らしさを高める取組み	湯河原の魅力を伸ばす施策展開、イメージ戦略等
	飲食関係対策	飲食店情報の整理・発信、飲食店支援等
	インバウンド対策	インバウンド対策事業
	観光業の人材不足対策	観光人材確保・育成支援等
	観光業のDX化（拡充事業）	電子申告の普及等、宿泊データ分析システムの普及・分析・利活用
	特別徴収交付金	宿泊税額の3%



宿泊税収見込
約**1.86億**を活用

3 湯河原町宿泊税制度の概要

1 宿泊税制度の概要

○納税義務者

以下の宿泊施設への宿泊者

- ・旅館業の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業（民泊）の届出をして事業を営む住宅

○税額

宿泊料金(1人1泊)	税 額
50,000円未満	300円
50,000円以上	500円

○課税免除

- ① 12歳未満の者
- ② 修学旅行その他教育上の見地から行われる行事において宿泊する者
- ③ 災害などにより避難が必要な者
- ④ 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
- ⑤ その他公益上町長が認める者

○徴収方法

特別徴収（特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）が宿泊者から宿泊税を徴収し納入）

○申告納入

宿泊のあった月の宿泊者数、宿泊税額等について翌月末までに納入申告書を提出し、納入書により宿泊税を納入する

※3か月に1度の申告納入の特例有

2 今後のスケジュール

